

前漢時代の郡・國の守・相の支配權の強化について

紙 屋 正 和

は し が き

- 一 守・相の支配權強化のあり方
 - 二 上計の制の充實——支配權強化の背景(1)
 - 三 選舉制度の整備——支配權強化の背景(2)
 - 四 守・相の租稅徵收への關與——支配權強化の過程
- む す び

は し が き

前漢時代の郡・國の二千石、とくにその守・相は前漢初期から地方支配に大きな權限をふるっていたとする理解が舊來一般的であった。ところが、近來、そうした理解に反省がくわえられて、前漢初期の地方支配は主として縣によって行なわれ、「前漢中期」以後になって郡太守が支配權を強化してくるという見解があらわれてきた。⁽¹⁾筆者もその驥尾に附して景帝時代以前の地方行政制度を検討し、大略つぎのようなことをのべた。すなわち、この時期の縣の令・長は縣・鄉・亭・里の官吏組織をひきいて、當時の民政全般を管掌していた。それに對して郡・國の守・相はかなり廣範な事項を一應管掌していたものの、その内容にたちいると、軍事などの一部の事項以外のものに關しては限定的なものにおわっており、具體的行政に關與することはほとんどなかった。その背景として、第一にこの時期の縣以下の官吏組織が守・相を中

心として機能するようになっていなかったこと、換言すれば、守・相が縣以下の官吏組織を行政上、日常的に指導するというような有機的關係がなかったこと、第二に文帝初年以前に論功行賞の一環としての郡・國の二千石の任用が多く、その影響がのちにまでおよんでいたことなどがあげられる。ところが時代をくだるにしたがって、縣以下の官吏が具體的支配に關聯して不法行爲をはたらくとか、勸農の成果をあげることができないというような問題が表面化してきた。ちょうどそのころから、論功行賞の一環としてではなく、各郡・國の實情に應じた二千石の任用がみられるようになり、また縣以下の官吏の不法行爲に對する守・相の監察權が強化されてくるが、これらは武帝時代にすすむ守・相の支配權の強化の前段階をなすものであったといえよう。⁽²⁾

以上みたところからすると、景帝時代以前の守・相は、軍事・監察官としての性格が強かったという意味において、當時、具體的の地方行政を擔當していた縣よりも、むしろ皇帝ないしは中央朝廷との關係が強く、したがって大まかにいって、行政官としての性格は弱かったといえる。ところが武帝時代以降になると、國家機構の整備強化がすすむなかで、守・相は具體的の行政に關與するようになり、上級の行政官としての性格が強くなってくる。守・相の性格がこのように變化した結果、武帝は守・相に對する新たな監察機關として、元封五年（前一〇六）に刺史を設置し、ここに前漢時代の地方支配體制は一應の完成をみたことになる。

それでは、こうした地方支配體制はどのようにしてできあがってきたのであろうか。そのことをみるためには廣範な角度からの考察が必要となるが、本稿では守・相が支配權を強化してくる背景と過程とを、主として制度の變革やその運営上の改革の側面から考察し、その大まかな見通しを提示することにする。⁽⁴⁾

一 守・相の支配權強化のあり方

景帝時代以前に行政官としての性格が弱かった郡・國の守・相が、武帝時代以後、上級の行政官としての性格を強化し

てきたとすれば、そこにはいかなる変化があったのであろうか。次節以下における守・相の支配権強化の背景・過程の考察にさきだつて、本節ではこのことを考察する。

まず守・相の管掌事項の變化から検討しよう。前稿で考察したように、景帝時代以前の守・相は、(一)軍事、(二)縣吏に對する監察、(三)中央朝廷への貢獻、(四)祭祀、(五)詔書・法令の縣への下達、(六)賢良などの人材の察舉、(七)行縣、(八)裁判、(九)中央朝廷への上計と縣の令・長に對する考課、などの事項を管掌していた。前稿ではとりあげなかったが、景帝時代以前の守・相の管掌事項として、右以外につきの二つの事項を補足することができる。まず、(十)治安維持をとりあげよう。この時期に郡・國の二千石が治安維持を擔當したことを直接的に示す具體例はみえないようであるが、『漢書』卷八六何武傳をみると、哀帝時代の丞相翟方進・大司空何武の上奏文に

往者、諸侯王、獄を斷じて政を治む。内史、獄事を典り、相、綱紀を總べて王を輔け、中尉、盜賊に備ふ。今の王、獄を斷じ政に與らず（不斷獄與政）。

とある。ここの「往者」は景帝中元五年（前一四五）の諸侯王國の官制改革以前の⁽⁵⁾ことをさすから、右の記事によつて、その時期の諸侯王國の中尉が治安維持を擔當し、丞相がそれを統轄していたことがうかがえる。このことは、郡においても郡尉が治安維持を擔當し、郡守がそれを統轄していたことを推測させる。つぎに、(出)豪強の抑壓があげられる。景帝時代に郅都・甯成・周陽由が郡の二千石として、法秩序を無視して惡事をはたらく豪強を抑壓した（『漢書』卷九〇酷吏傳）ことは周知の通りである。（ただし、豪強抑壓の手續きをみると、不法をはたらいいた豪強をまず逮捕し、ついで裁判によつて族滅するという形式をとっているから、巨視的には治安維持・裁判という管掌事項の延長線上に位置づけることもできる。しかし豪強の抑壓は前漢時代においては目立つ現象であるから、ここでは獨立の項目としてたてておく。）

ところで、武帝時代以降の守・相が支配権を強化していったとすれば、一般的には景帝時代以前からの管掌事項に關する守・相の機能も、武帝時代以後、それぞれ強化されていったと想定される。ところが實際にはそれらすべてについて

守・相がその機能を強化したわけではなく、なかにはむしろ機能を減じてきたものもある。このことは舊來あまりふれられていないので、以下、簡単にのべておこう。(一)軍事については、武帝時代以降、守・相が郡將などと稱されていることからわかるように、守・相は軍事擔當官としての性格をあいかわらず保持していく。しかし前稿でふれたように、對外戰爭・對諸侯王國政策などにおいて郡・國の軍事力が帝國全體の軍事體制のなかでしめる位置は、景帝時代以前に比して低くなつていくから、(とくに内郡・國の)守・相のその機能は相對的に縮小されていったと考えられる。(二)縣吏に對する監察は、武帝時代に設置された刺史の監察對象が當初は郡・國の二千石と豪強とに限定されており、縣吏にはおよんでいなかったから、刺史設置後もしばらくは守・相の職掌とされていたと思われる。しかし遅くとも成帝時代には墨綬(比六百石)千石(縣令クラス)に對する監察權は刺史に移管されており(『漢書』卷八三朱博傳)、その分だけ守・相の權限が削減されたことになる。(三)中央朝廷への貢獻についていうと、武帝時代の均輸法の創設によって守・相のもつ機能が減じている。(四)祭祀についても、元帝の永光四年(前四〇)に郡・國廟が廢止され(『漢書』卷七三章玄成傳)、成帝の建始二年(前三一)には禮制にかなわない郡・國の諸祀が廢されている(『漢書』卷二五郊祀志下)⁽⁹⁾から、やはり同様なことがいえる。これらの職掌のうち、(一)・(四)は行政官としての性格に直接的にかかわることの少ないものである。(二)の監察權は、その擔當官がこれを通じて行政權を強化することが中國史上しばしばみられるが、しかし本來行政とは別のものである。したがって武帝時代以後の守・相がその機能を減じてきた職掌は、行政官としての性格にかかわりの少ないものが中心をなしていたといえよう。ただし、(三)中央朝廷への貢獻は行政そのもののなかにふくまれるが、これに關する守・相のもつ機能が減じたことは、武帝時代に新たな財政政策がとられた結果のことであつて、(一)・(二)・(四)とは性格を異にする。

以上のように守・相がその機能を減じてくる事項がある一方で、行政官としての性格にかかわつてくると思われる(五)の事項については、武帝時代以降、守・相はその機能をましてくる。こうしたことについては、筆者と項目のたて方が同じであるわけではなく、また必ずしも景帝時代以前と武帝時代以後とで守・相の性格が變化するという視角をもつもの

ではないが、諸先學が武帝時代以後の史料を主たる根據としてすでに指摘している⁽¹⁰⁾ので、ここでは詳論しない。

武帝時代以後に支配權をのばしてくる守・相は、以上のべた職掌以外の事項にも職分をふやしてくる。つぎにそのことをみていこう。

まず第一にあげられるのは、前稿で具體的に考察したように、本來中央朝廷の「直營事業」としてなされるべきであった治水灌漑設備の建設や未開發地の開墾などの土木事業（の多く）が、武帝時代以降、守・相に委任されるようになったことである。かかる土木事業の管轄は、景帝時代以前には郡・國および縣を通じて、地方官が管掌することのなかった新たな職分である。しかしこうした新たな職分の例は、管見のかぎりでは右以外には確認できない。

守・相の職分の増加のほとんどは、景帝時代以前に縣が管掌していた事項に守・相が介入していくか、あるいはそれを吸収してなされたものである。具體的にいうと、その一として民衆の教化があげられる。前稿でみたように、景帝時代以前、民衆の教化は縣の職掌となっていたが、景帝末年から武帝時代にかけての蜀郡太守文翁が郡民の教化につとめた『漢書』卷八九循吏・本傳のをはじめとして、武帝時代以後になると守・相がその民衆の教化に直接あたった事例が多くみえてくる。その二は勸農である。景帝時代以前、勸農は縣の職掌であったが、武帝時代以後になると、たとえば宣帝時代の渤海太守龔遂が農民一人一人に「一樹榆・百本蠶・五十本葱・一畦韭」をうえさせ、一家ごとに「二母雞・五雞」を飼育させる（『漢書』循吏・本傳）というように、守・相が農民と親しく接して勸農につとめることが多くなる。また景帝時代以前には勸農政策の一環として縣の令・長が孝弟・力田を察舉していたが、武帝時代以後になると、たとえば宣帝時代の京兆尹張敞が守・相のやるべきこととして孝弟・力田の察舉をあげている（『漢書』循吏・黃霸傳）ように、それは守・相の任務にかわるようである。その三は租税の徴収である。景帝時代以前の租税の徴収は最終的には縣の責任においてなされていたと考えられるが、第四節で詳述するように、武帝時代以後、そこにも守・相が關與してくる。

以上のべたように、武帝時代以降、守・相の支配權が強化されるにあたって、その職分がふえていることは明らかであ

る。そのさい、土木事業の管轄のように、舊來の地方官にみられなかった新たな事項が附加されたことはたしかにあるが、これは數的にいっても守・相の全管掌事項の一部をなしているにすぎず、また質的にいってもこれが附加されたというだけの理由で守・相の支配權が強化されたとはいえないから、このことを過大評價すべきではない。守・相の支配權の強化、すなわちその行政官としての性格の強化は、基本的には、守・相が景帝時代以前からの管掌事項のほかに、舊來縣の職掌とされていた事項に介入していくか、あるいはそれを吸収することによって職分を増加させ、それぞれの管掌事項についての機能を強化していったところにおこったとみるべきであろう。

以上のべたことに關聯して、景帝時代以前の縣以下の官吏組織は縣の令・長を中心に機能しており、守・相はそれとの間に有機的關係をもっていなかったが、武帝時代以後になると、すでに多く指摘されているように、そこに有機的關係が生じてくる。⁽¹¹⁾このことは、武帝時代以後の守・相が縣吏から民間にいたるまでの情報を廣くあつめ、⁽¹²⁾また守縣令・守縣長から下は里正・父老におよぶまでの人事に介入し、⁽¹³⁾縣以下の官吏を直接指揮していた事例がそれぞれ多見することからも確認できよう。換言すれば、武帝時代以後の縣以下の官吏組織は守・相を中心に機能するように再編成されているのである。

それでは、いままでみたことはどのような法制上の根據にもとづいておこったのであろうか。つぎにそのことをみていこう。

宣帝時代の京兆尹張敞は、國家には「敞を承け變に通じ」て制定された「條貫詳備にして復た加ふべからざ」る律令がすでに存在しており、郡・國の二千石はその律令にのっとって事にあたるべきであることを主張し（『漢書』循吏・黃霸傳）、成帝時代の琅邪太守朱博は、太守は「三尺の律令を奉じて以て事に従ふのみ」とのべている（『漢書』本傳）から、前漢時代に守・相が郡・國にのぞむにあたって遵守すべき律令があったことは明らかである。その律令の具體的内容の全容は不明であるが、前漢後半期の諸事例を検討することによってその大まかな性格をみておこう。

武帝時代以後、支配權を強化してきた守・相はしばしば國家の法令とは別に條教などとよばれる独自の規程を制定している。その條教をめぐる興味深い記事が『漢書』循吏・黃霸傳にみえる。すなわち、宣帝時代の潁川太守黃霸は條教を制定するなどして多くの治績をあげて宣帝から賞され、太子太傅・御史大夫をへて五鳳三年（前五五）に丞相に就任した。その間、宣帝は五鳳二年（前五六）八月の詔で郡・國の二千石が「擅に苛禁を爲」ることを非難した（『漢書』卷八宣帝紀）が、それにもかかわらず、丞相黃霸は郡・國の上計吏の雜問にあたつて、黃霸自身の潁川太守在任中と同様に、條教を制定して治績をあげた郡・國の上計吏をまず殿上にあがらせて顯彰している。それに對して京兆尹張敞は、丞相の意向をうけた各郡・國が「法令を舍て」て「私教」をつくり、見せかけの良政につとめはじめることを危惧して、「郡事皆な義法令を以て檢式し、擅に條教を爲るを得ること母からしめ」るように上奏し、宣帝に嘉納されている。ところが『漢書』卷八三薛宣傳をみると、成帝の陽朔元年（前二四）に左馮翊に就任した薛宣はやはり條教を制定している。以上みたところによると、守・相が郡・國にのぞむにあたつて遵守すべき律令は條教制定の可否について明確には規定しておらず、それは各人各様の解釋をうみうるものであったことがうかがえる。

守・相が遵守すべき律令のこのようなあり方は他の側面についても指摘できる。すなわち、『漢書』循吏・文翁傳をみると、蜀郡太守文翁は獨自の裁量で成都市中に學官をたてたが、文翁がそのことで批判されたことはなく、かえつてのちに各郡・國に學校官が設立されるさいの模範となっている。また『漢書』循吏・黃霸傳をみると、宣帝時代の潁川太守黃霸は、屬下の縣内の問題の解決はできるだけ各縣の長吏にまかせる態度をとっていたが、他方、鰥寡孤獨の葬式にあつて郷が指示をもとめてくると、縣の長吏の頭ごしに郷に直接指示をくだしている。このことは、同一人であっても律令の具體的適用についての判斷に幅があったことをしめしている。さらに『漢書』朱博傳によると、成帝時代の琅邪太守朱博はかねてから「太守の如きは漢の吏にして、三尺の律令を奉じて以て事に従ふのみ」とのべていた。あるとき、郡下の姑幕縣の縣廷中で殺人事件があり、縣の力でその犯人を逮捕できなかったため、縣の長吏は郡府に指示をあおいできた。

郡の賊曹掾史・功曹諸掾・郡丞はつぎつぎに姑幕縣におもむくことを朱博にもとめたが、朱博はその都度それを却下し、縣の長吏や郷の游徼に檄文を發して縣内での解決を命じている。以上の経過からすると、朱博赴任以前の琅邪郡では郡下の縣の問題に郡府が積極的に關與することが一般化していたのであろう。しかし朱博はそれをゆるしていない。このことは、同一律令であっても前任の太守、縣の長吏、郡府の屬官と現任の太守朱博とで解釋の相違があつたことをしめしている。

以上の考察によつて、前漢時代、守・相が郡・國にのぞむにあたつて遵守すべき律令が存在していたが、それは各守・相の解釋によつて彈力的に適用できるものであり、守・相の自由裁量の餘地をのこす性格のものであつたことがわかる。律令のこうした性格は、守・相が有能であればあるほどその支配權を強化していく可能性をはらんでいるといえよう。はたして、前漢初期に治民という側面をあまり考慮せずに論功行賞の一環として行なわれる傾向の強かつた守・相の任用が、文帝・景帝時代に變化しはじめ、武帝時代に各郡・國の實情にそつて有能な守・相を任用することが一般化してくる（前稿参照）と、守・相の支配權強化が現實のものになつてくるのである。そうすると、武帝時代以降の守・相の支配權の強化は特別な法制上の根據があつておこつたのではないことが豫測される。ひるがえつて、景帝・武帝の交の史料をみても、たとえば景帝の中元年間の郡・國の官制改革や武帝の元光元年（前一三四）の孝・廉の察舉の開始（後述）などの記事はあるが、守・相の支配權の強化に直接つながる大變革があつたことをしめす記事はみあたらない。かくて、守・相の支配權の強化は、ある時期に制度上の大變革があつてなされたのではなく、武帝時代以後の政治狀況の推移のなかで、制度の小さな變革やその運營上の改革がつみかさねられることによつてすすんだということにならう。

二 上計の制の充實——支配權強化の背景(1)

以上のような觀點にたつて、武帝時代以降に郡・國の守・相が支配權を強化してくる背景なり過程なりを考察しよう

するのであれば、その考察を制度にかかわる側面に限定したとしても、廣範な角度からの追求が要求されるであろう。しかし史料の制約もあつてその全貌をここにしめすことはできない。そのため以下においては二・三の側面から支配權の強化の背景・過程を考察して、その見通しをのべる。本節ではまず守・相が舊來の縣の職掌に介入し、あるいはそれを吸収していくことによって職分をふやしてきた背景を、武帝時代に郡・國からの上計簿が嚴密に吟味されはじめ、それが守・相の黜陟に係りてくるといった側面からみていくことにする。（守・相が舊來の縣の職掌に介入し、それを吸収していくとすれば、景帝時代以前からの自身の管掌事項についての機能を強化していくのは當然のことであつて、その背景をとくにとりあげる必要はなからう。）

『漢書』卷四八賈誼傳によると、文帝時代の賈誼は上疏文のなかで、當時の政治狀況が悪化していることにふれたあとで

大臣、特だ簿書の期會の間に報ぜられざるを以て、大故と以爲ひ、俗の流失し、世の壞敗するに至つては、因りて恬として怪しむを知らず。

とのべている。ここの「簿書」は直接には下級機關からの報告書類全般をさす。そのなかには當然郡・國からの上計簿もふくまれるであろうから、右の記事によつて、文帝時代に郡・國の上計簿の内容が嚴密に吟味されることがほとんどなかつたことがうかがえる。こうした狀況は武帝初年までつづいていようである。すなわち、『漢書』卷五六董仲舒傳をみると、董仲舒は武帝初年の對策のなかで、「昔は能力を發揮した者はその任官後の日數とはかわりなく大官に昇進し、無能の者は日をかさねても昇進できなかったが、今の官吏は能力の有無とは無關係に任官後の日數によつて貴官に昇進している」（大意）とのべている。この對策は武帝初年の官吏全體の昇進のあり方をのべるものであるが、それだけにこれを守・相の貴官への昇進ということによりみかえることも可能であろう。そうすると、右の對策には「上計」という語はみえないのであるが、その昇進の基本的あり方からみて、上計簿の内容が嚴密に吟味されてそれが昇進に係りすることはほと

んどなかったということ、がうかびあがってこよう。

ところが『漢書』卷七二貢禹傳をみると、元帝時代の御史大夫貢禹は初元五年（前四四）に上書して

武帝、始めて天下に臨み、……郡・國、其の誅に伏するを恐れて、則ち史書に便巧にして計簿に習ひ、能く上府を欺く者を選びて、以て右職と爲す。

とのべている。このように各郡・國が上計簿をうまくとりつくろうことができる者を右職に任用せざるをえなくなったのは、この時期から上計簿が嚴密に吟味されはじめ、それが守・相の黜陟に關係するようになったからではないかと考えられる。はたして、『漢書』卷一七武帝功臣表をみると

（衆利侯郝賢）元狩二年（前一二）、上谷太守爲りて、成卒の財物の上計を入れ、謾なるに坐して免ぜらる。⁽¹⁶⁾

とあるように、上計の欺謾によって太守が罪にとわれ、免職されることもあったのである。

そのことにくわえて、『漢書』卷六武帝紀をみると、元狩元年（前一二）・同三年（前一一〇）に謁者を、同六年（前一七）・元鼎二年（前一二五）に博士をそれぞれ派遣して天下を巡行させ、天下の實情をさぐらせている。さらにかつては雍・甘泉宮などのかぎられた地域にしか行幸しなかった武帝が、元鼎四年（前一二三）に河東郡方面へ、翌五年に隴西郡方面へ行幸したのをはじめとして、それ以後、連年全国各地への巡幸をくりかえしている。しかもその巡幸は豫告なしに各郡・國をまわり、民衆と接觸して民間の實情をつぶさに把握しようとするものであった。⁽¹⁷⁾ 元封四年（前一〇七）に武帝が丞相石慶を「今流民愈々多くして、計文改められず」とせめている（『漢書』卷四六萬石君傳）のは右のような状況のなかで理解すべきであらう。

このように、武帝時代になって上計簿の内容が嚴密に吟味されてそれが守・相の黜陟の資料とされはじめ、使者の派遣や武帝自身の巡幸によって上計簿の粉飾の有無がさぐられるようになる、守・相は必然的に縣の實情を的確に把握し、さらに上計簿の内容を少しでもよくするように努力する必要がでてくる。このことが、守・相が縣の舊來の職掌に介入し

たり、あるいはそれを吸収していく結果をもたらすことは容易に推測されるのである。

三 選舉制度の整備——支配權強化の背景(2)

本節では郡・國の守・相が武帝時代に縣以下の官吏組織と有機的關係を形成してくる背景を、選舉制度の整備の側面からみていくことにする。

景帝時代以前にも官吏登用のために郡守などが賢良などを察舉したことがあった(これを制科という)。しかし前稿でみたように、この時期の賢良の察舉にあたつては、郡守といえども必ずしも所轄の郡内に人材をもとめる必要はなく、かねてからその有能さを知悉していた者を察舉できたから、郡守にとって被察舉者をさがすのは比較的容易であつた。しかも景帝時代以前の全時期を通じて郡守が關與した制科は一〇二回しかなかった。⁽¹⁹⁾それだけに、景帝時代以前に制科の存在が郡守のあり方に影響をおよぼすことはなかつたといえよう。

ところが武帝時代になると、制科とは別に毎年定期的に察舉すべき選舉制度が新たに創設され、それが守・相のあり方にも影響をおよぼしてくる。

『漢書』武帝紀の元光元年(前一二四)十一月の條をみると

初めて郡・國をして孝廉各一人を舉げしむ。

とあつて、この年に「孝廉」の察舉がはじまり、また『史記』卷一二二儒林列傳をみると、元朔五年(前一二四)に丞相公孫弘の上奏によつて博士弟子員の科が創設され、郡・國の二千石は所轄郡・國內の適格者を太常におくり、博士弟子同様に受業させることになった。⁽²⁰⁾

右の兩者のうち、守・相の性格の變化にかかわつてくるという點でまずとりあげるべきは「孝廉」の察舉である。「孝廉」の察舉について、濱口重國氏は孝廉を一つの科とみなして、孝廉科と察舉廉吏とは別個のものとするべきであり、前

者は「郡國縣などの地方官廳の下級官吏もしくは在野無官の人」、すなわち吏民全體を對象とし、後者は現任の官吏を對象とするものであると理解した。⁽²²⁾ 濱口氏のこの理解の前半部に對して、鎌田重雄氏は「郡國以外の官廳における察舉廉は當然郡國の舉孝廉と區別すべきで」あるとしたうえで、「孝廉」が創設された當初、舉孝と察廉とはそれぞれ別に一科をなしていたが、のちに舉孝を舉孝廉といいならわすようになったとのべている。⁽²³⁾ 創設當初の「孝廉」の區別についての理解は、つぎに引用する元朔元年（前一二八）十一月の武帝の詔をうけてなされた有司の上言（後引）からみて、鎌田氏の方が正しいと筆者は考える。そうすると、創設當初の「孝廉」の制度は、郡・國內の吏民全體を對象とする舉孝と現任の官吏を對象とする察廉とに區別されていたことになる。

ところで、孝・廉の察舉は元光元年にはじまったが、『漢書』武帝紀をみると、その六年後の元朔元年十一月の武帝の詔に、孝・廉の察舉について

今或ひは園郡一人を薦めざるに至る。是れ化下究せずして、積行の君子、上聞に雍がるるなり。二千石・官長は人倫を紀綱す。將た何を以てか朕を佐けて幽隱を燭し、元元を勸め、蒸庶を厲まし、鄉黨の訓を崇はんや。且つ賢を進むれば上賞を受け、賢を蔽せば顯戮を蒙るは古の道なり。其れ中二千石・禮官・博士と、舉げざる者の罪を議せ。

とあり、察舉を行なわない守・相があつたことがわかる。選舉においては、守・相などが不適格な人材を察舉して罪にとわれる規定（選舉不實）があるが、ここでは察舉自體が行なわれていないのであつて、兩者は問題の性格を異にする。この詔が本紀にとりあげられていることは、そうした事例が當時かなり多かつたことを想定させる。この當時は前漢成立當初とはちがつて、それなりの官歴をへて治績をあげた者が守・相に任用される傾向が一般化しつつあつたが、そのかなり多數の者が孝・廉を察舉していない背景には、守・相をめぐるこの時期獨特の體質上の缺陷があつたからと考えざるをえない。

そのことをみるために、やや時代をくだつて、孝・廉の察舉が軌道にのつていた時期の察舉の具體的手続きがどのよう

なものであったのかということを取りあげ、それとの比較において、元朔元年當時の守・相の體質上の缺陷をみることにする。

『漢書』薛宣傳をみると、薛宣が陽朔元年（前二四）に左馮翊となったのちのこととして

池陽令、廉吏に獄掾王立を擧ぐ。府、未だ召すに及ばざるに、立が囚家の錢を受けしを聞く。宣、縣を責讓す。……

とある。この記事から、縣の令・長が廉吏候補者を推薦し、その候補者と郡・國府内の廉吏候補者との全體のなかから守・相が一人の廉吏をえらんで中央に察舉するという手續きを想定することができる。他方の舉孝の手續きがどうなっていたのかを直接的にしめす前漢の記事はみあたらないようである。しかし博士弟子員の科の創設を奏請した元朔五年の丞相公孫弘の上奏文のなかに、それをうかがわせる記事がある。すなわち『史記』儒林列傳をみると、博士弟子五十人の補任の方法を記したあとに

郡・國・縣・道・邑に文學を好み、長上を敬ひ、政教を肅み、郷里に順ひ、出入、聞ゆる所に怠らざる者有れば、令・相・長・丞、屬所の二千石に上せ。二千石、謹んで可なる者を察して、當に計と偕に太常に詣らしめ、業を受くるを得ること弟子の如くすべし。

とある。博士弟子同様に受業すべく郡・國から太常に派遣される者は、郡・國内の吏民全體のなかから察舉されたと理解されるが、吏民全體が察舉の対象となるという意味において、これは舉孝と類似しているといえる。それだけに、縣・道・邑の吏民のなかから令・相・長・丞が候補者を郡・國の二千石に推薦し、二千石がそのなかの最適格者を察舉するという手續きは舉孝も同様であったと考えられる。

かくて、孝・廉の察舉は、本來、いずれも縣の長吏から候補者の推薦があつてはじめて圓滑に行なえる性格のものであつたといえる。守・相が郡・國内のかぎられた人しか現實にみることでできないことを考慮すれば、それは當然のことといえよう。ところが前稿でみたように、景帝時代以前の守・相は縣以下の官吏組織との間に有機的關係をもつておらず、そうした狀況には武帝初年までひきつがれていたとみるべきであろう。元光元年に孝・廉の察舉がはじまったに

もかわらず、それを行なわない守・相が多かったことが元朔元年に政治問題となった背景には、右のような守・相をめぐるこの時期獨特の體質上の缺陷があったのである。

『漢書』武帝紀の元朔元年十一月の條をみると、前引の武帝の詔をうけて、有司は孝・廉を察舉しない二千石すなわち守・相の罪について

孝を舉げざるは詔を奉ぜざるなり。當に不敬を以て論すべし。廉を察せざるは任に勝へざるなり。當に免すべし。

と上奏し、それは裁可されている。孝・廉を察舉しないことに對してこのようにきびしい罰則が制定され、しかも不適格な人材を察舉すれば「選舉不實」によって別にきびしく罰せられることになる、守・相は最適格の人材を毎年察舉するために、必然的に縣の長吏との關係をできるだけ早急に緊密なものにしていかなざるをえなかったと考えられる。（ちなみに、元朔五年の丞相公孫弘の上奏は、守・相と縣の長吏との間のこうした關係ができあがりつつあったか、あるいはある程度できあがっていた状況をふまえてなされたものであろう。）

他方、縣以下の吏民にとつても、守・相によつて孝・廉に察舉されるか、あるいは太常に派遣されて博士弟子同様に學業をうけることによつて出世の糸口をつかむことができるのであるから、出世欲にもえる者のなかには、縣の長吏をこえて直接守・相の知己をえようとする者がでてきたであらう。こうしたことはあいまって、守・相が縣以下の官吏組織と有機的關係を形成していく一つの契機となったといえよう。

四 守・相の租稅徵收への關與——支配權強化の過程

本節では郡・國の守・相が支配權を強化してくる過程の一例として、本來、軍事擔當官としての性格を強くもっていた守・相が、その任務遂行の延長線上に租稅徵收に強く關與していく過程をとりあげる。

まず景帝時代以前の軍事費・軍需物資がどのようにして調達されていたのかということを、軍糧の調達のあり方を通じ

てみておこう。縣によつて徴收された穀物は國內各地の倉庫に蓄積されていたから、國內における軍事行動では軍糧の調達はさほど問題にならなかつたと考えられる。ところが邊郡のばあい、租税を納入する民衆は少ないにもかかわらず、内地から徴發されてきた戍卒⁽²⁴⁾が多く、現地での完全な軍糧調達には困難であつた。そのため、内地の倉庫から穀物を輸送したり(『漢書』卷四九鼂錯傳)、天下の富裕な者をして邊地に穀物を直接納入させ、その見返りとして爵を賜與したこともあつた(『漢書』卷二四食貨志上の鼂錯の上言)。これらはいずれも朝廷が體制的にすすめたことであつて、邊郡の郡守が軍糧調達のために特別にうごくといふことはなかつたといえる。

またこの時期の對匈奴政策は、匈奴の侵攻があれば邊郡の守備兵がその防衛にあたるのが原則であつて、文帝がその前元三年(前一七七)五月、前元十四年(前一六六)冬、後元六年(前一五八)冬の三回、遠征軍・駐屯軍を派遣した(以上、『漢書』卷四文帝紀・『漢書』卷九四匈奴傳上)ほかに、漢の方から積極的に出兵することはなかつた。しかも右のうち、前者は短期間でおわつており、後元六年の駐屯は數箇月におよんではいるが、匈奴が句注山に侵入してきたとき、將軍蘇意驪下の駐屯軍がそこにいたにもかかわらず長安から援軍が派遣されているから、その駐屯軍の規模は比較的小さく、したがっていづれも莫大な出費を要することなくおわたとみて大過なからう。かくて、景帝時代以前には、一般的小なところから邊郡に備蓄されていた穀物で軍糧はまかないきれたと思われる。

ところが武帝時代になると様相がかわつてくる。『史記』卷三〇平準書によると、武帝が即位した當初こそ、中央・地方をとわず財政は豊かであつたが

是れより後、嚴助・朱買臣等、東甌を招來し、兩越に事をなす。江・淮の間蕭然として煩費す。唐蒙・司馬相如、路を西南夷に開き、山を鑿ち道を通ずること千餘里、以て巴・蜀を廣む。巴・蜀の民罷る。彭吳、濊・朝鮮を穿ちて滄海の都を置く。則ち燕・齊の間靡然として發動す。王恢、謀を馬邑に設くるに及び、匈奴、和親を絶ち、北邊を侵擾し、兵連りて解けず。……財路衰耗して瞻らず。とあるように、その後、兩越・西南夷・朝鮮への遠征があいつぎ、それと並行して匈奴との戦争がくりかえされるように

なると、財政状態が悪化してきた。財政状態の悪化は中央・地方をとわずにあらわれたのであろうが、平準書は兩越・西南夷・朝鮮への遠征のさい、その出撃基地となった地方がとくに罷弊したことを記しているから、財政困窮はおそらくそうした地方にとくに強くあらわれたと推測される。そのことは、建元六年（前一三五）から元朔三年（前一二六）にかけて唐蒙・司馬相如が西南夷への進出をこころみた（『漢書』武帝紀・『漢書』卷九五西南夷傳）さいのことを、平準書が巴・蜀の租賦を悉すも、以て之を更ふに足らず。乃ち豪民を募りて南夷に田し、粟を縣官に入れて、而して内、錢を都内に受けしむ。

と記していることから確認できるであらう。

こうした財政困窮を打開するために、政府は新たに財政增收政策をとりはじめるのであるが、對外遠征の準備にあたつては、その出撃基地の責任において軍事費・軍需物資を調達させることも行なわれている。つぎにそのことをみてみよう。

『漢書』卷六四上朱買臣傳をみると、元朔六年（前一二三）ごろ、今こそ閩越をうつべきだと主張した朱買臣を武帝は會稽太守に拜し

郡に到りて樓船を治め、糧食・水戰の具を備へ、詔書の到るを須ちて、軍と俱に進め。

と詔している。この準備は原則として會稽郡内の蓄積によって行なうべきものであったであらうが、當時の財政の一般的状況から考えて、それだけではたりなかったことが想定される。前引の平準書には「是れより後、嚴助・朱買臣等、東甌を招來し、兩越に事をなす。江・淮の開蕭然として煩費す」とあった。朱買臣以前の越方面への武帝時代の遠征としては、建元三年（前一三八）七月に中大夫嚴助に會稽郡の兵をひきいて閩越をうたせ、同六年八月に大行王恢を豫章郡から、大農令韓安國を會稽郡からそれぞれ出發させて閩越をうたせた（以上、『漢書』武帝紀）ことがあるだけである。しかもこの兩回とも、中央・地方ともに財政状態のよかった武帝即位當初のことであつて、遠征の準備は會稽・豫章郡などの蓄積で

まかなうことができ、民衆に兵役の負擔が特別にくわなることはあつたとしても、經濟的負擔が新たにくわなることは少なかったと考えられる。そうすると、右の「煩費」という語には朱買臣の遠征準備のさいのことがより強く反映されており、このとき、民衆に對して特別な經濟的負擔が新たにくわえられることになったと推測される。この經濟的負擔は具體的には軍事目的税という形をとり、それは本來的には縣によつて徴收されるべきものであろうが、會稽太守朱買臣に前引のような詔がだされている以上、朱買臣は詔を背景としてその徴收に積極的に介入していかざるをえなかったと考えられるのである。

つぎに『漢書』卷五〇汲黯傳をみると、汲黯は元朔五年（前一二四）に右内史になった。元狩二年（前一二二）に匈奴の渾邪王が投降してくると、國家は民衆から馬を掛けでかおうとした。これも廣義の軍需物資調達のなかにふくまれる。そのとき、民衆が馬をかくして馬がそろわなかったため、武帝は長安令を斬ろうとしたが、汲黯は

長安令罪亡し。獨り臣黯を斬れば、民、廼ち馬を出すを肯んぜん。……

などとのべ、それに對して武帝は默然としてゐる。馬を調達しえなかった責任を武帝が縣令にもとめていることは、この當時、公式には縣令にその責任があつたことをしめしている。しかし汲黯の言葉からすると、太守（右内史）もその責任の一端をになうべきであつたことがうかがえる。この段階では軍事費・軍需物資調達について太守の責任だけが追求されるということはなかったが、その後、それに關する太守の責任が公式的にも追求されるようになってくる。

『漢書』卷五八兒寬傳をみると、元鼎四年（前一一三）から元封元年（前一一〇）まで左内史に在任した兒寬が、刑罰をゆるめ、良吏をえらび、六輔渠の開設や水令の制定などを通じて勸農につとめ、民政に成果をあげていたことをのべたあとに

租税を收むる時、關狹を裁り、民と相ひ假貸す。故を以て租多く入らず。後ち軍の發する有り。左内史、負租を以て、課、殿たりて、當に免ぜられんとす。

とあるように、兒寛は「軍發」のとき考課が殿とされ、免職されようとしている。それでは兒寛はどの程度の租税徴収の實績をあげていたのであろうか。兒寛の左内史在任中の「軍發」すなわち軍事遠征としては、元鼎五年（前一二）秋の伏波將軍路博德らによる南越遠征、翌六年十月に將軍李息らが隴西・天水・安定郡の騎士と中尉・河南・河内郡の卒十萬人とを發して行なった西羌遠征、同年秋の横海將軍韓說らによる閩越遠征、および浮沮將軍公孫賀らが九原郡・河西郡令居縣⁽²⁹⁾から出撃した匈奴遠征の四つがある（以上、『漢書』武帝紀）。左内史の地の地理的關係からみて、右の「軍發」は元鼎六年十月の西羌遠征か、同年秋の匈奴遠征であった可能性が強い。そうすると、兒寛は左内史に就任してから西羌遠征・匈奴遠征までの間に、元鼎五年十月と翌六年十月の二回、上計簿を提出していることになる。そのさい、前述したように上計簿の嚴密な吟味が行なわれたであろうが、少なくとも元鼎五年十月の上計では何ら問題にされていない（右の「軍發」が元鼎六年十月の西羌遠征であったとすれば、同年十月の上計について考課が殿とされた可能性がある。しかし「軍發」がかりに同年秋の匈奴遠征であったとすれば、同年十月の上計時においても何ら問題にされることはなかったことになる）。またその徴税方法も「閭狹を裁」るものであって、無原則に租税徴収をゆるめたのではなく、兒寛としては何らかの成算をもっていたとみとめられる。かくて、兒寛が左内史として當然徴収すべき基準額を下まわる徴収しか行なっていなかったとは考えられないのである。⁽³¹⁾ それにもかかわらず考課が殿とされ、免職されようとしたのは「軍發」があったからである。そうすると、軍事遠征があれば太守はその必要に應じて、ばあいによつては基準額をこえる租税を徴収する義務がすでに生じており、それができなければ免職されることもあったことになる。

ところで、前記の會稽太守朱買臣の事例は出撃基地でのことであり、左内史汲黯の事例もそれに準ずると考えられるが、左内史兒寛のばあいは出撃基地における軍事費・軍需物資調達とはいえない。すなわち、元鼎六年十月の西羌遠征の出撃基地は隴西・天水・安定郡であり、河南・河内郡がそれに準ずるものとされ、同年秋の匈奴遠征の出撃基地は九原・河西郡であったから、左内史の地はいずれのばあいも出撃基地ではなく、その後背地に位置づけられることになる。かく

て、右の左内史兒寛の事例は、出撃基地の後背地においても軍事費・軍需物資調達義務が太守に課せられていたことをものがたることになる。

以上の考察によって、遅くとも元鼎年間には、軍事費・軍需物資調達の最終責任が出撃基地とされた郡はもとより、その後背地の郡においても太守に歸せられるようになっており、それが達成できない太守は免職されることもありえたことがわかる。

なお、左内史兒寛は軍事遠征がはじまるまえに、「租税を收むる時、闊狭を裁り、民と相ひ假貸す」とあるように、租税徴収の方針をしめしているから、遠征の有無にかかわらず、太守は租税徴収一般についてもすでに権限をのびしてきていたことがわかる。蓋し、軍事費・軍需物資調達の任務遂行のために租税徴収に關與してきたことの結果であらう。このように通常の租税徴収にまで権限がのびてきたからこそ、『漢書』卷一六高祖功臣表に

（曲成侯蟲柔）元鼎二年（前一一五）、汝南太守爲りて、民の赤側錢を用て賦と爲さざるを知るに坐して、鬼薪と爲す。

とあるように、太守が賦の徴収に關聯して罪にとわれることも生じてきたと理解される。

本節の考察は列傳などにあらわれた具體例を資料としてあとづけたものであるだけに、太守が實際に租税徴収に關與しはじめた時期は、以上でのべた時期よりそれぞれ少しずつ前代にさかのぼらせて理解することも可能であらう。また以上の考察においては、史料の制約から、たまたま郡の太守の事例だけをとりあげる結果になったが、諸侯王國の相についても同様なことがあったと推定される。

む す び

本稿で明らかにしたことの大要はつぎの通りである。景帝時代以前に行政官としての性格が弱かった郡・國の守・相は、武帝時代以降、景帝時代以前からの職掌のほかに、主として舊來の縣の管掌事項に介入するか、あるいはそれを吸収

することによってその職分を増加させ、それぞれの管掌事項についての機能を強化し、さらに縣以下の官吏組織との有機的關係を形成して支配權を強化してきた。それはある時期に制度上の大變革があつておこつたのではなく、武帝時代以後の政治狀況の推移のなかで、制度上の小さな變革やその運営上の改革が積みかさねられておこつたことである。こうした觀點から、守・相が縣の職掌に介入し、あるいはそれを吸収して職分をふやした背景をみると、その一つとして、武帝時代に上計簿の内容が嚴密に吟味されはじめ、しかも使者の派遣や武帝自身の巡幸によって上計簿の粉飾の有無が明らかにされて、守・相の黜陟の資料とされるようになったが、それに對應して守・相が縣の實情を的確に把握し、上計簿の内容を少しでもよくするために縣政に干渉してきたことが考えられる。また武帝時代に孝・廉を察舉しない守・相を重く罰するようになった結果、守・相は縣の長吏との關係を緊密にせざるをえなくなり、他方、縣以下の官吏も出世の糸口をつかむために守・相の知己をえようとするのが考えられるが、ここに守・相と縣以下の官吏組織との有機的關係が生じる一因があつたといえよう。以上のことなどを背景として守・相の支配權が強化されてくる。その過程の一端を租稅徵收への關與の側面からうかがうと、武帝時代に對外遠征がくりかえされるようになって、その出擊基地となつた郡・國の守・相に遠征準備の義務が課されたが、軍事費・軍需物資を調達するために、縣が行なつていた租稅徵收にも介入するようになる。この傾向はその後さらに強化され、遅くとも元鼎年間には、單に出擊基地においてだけではなく、その後背地の郡・國でも同様になり、その任務を完遂できない守・相は免職されることもでてきた。そのことにともなつて、守・相は遠征準備とは關係のない通常の租稅徵收についても權限をのばしてきたと考えられる。

註

- (1) 代表的なものとしては重近啓樹氏「前漢の國家と地方政治」(一九七八 駿臺史學四四)がある。
- (2) 拙稿「前漢郡縣統治制度の展開について」(上・下)(一九八二 福岡大學人文論叢一三・一四―一)参照。なお、本稿においては以下、これを前稿と略稱する。
- (3) 拙稿「漢代刺史の設置について」(一九七四 東洋史研究三)

三一二) 参照。ただし、そこにおいては景帝時代以前の守・相が行政官として熟していなかったという基本的認識をかいていた。

- (4) 重近氏は前掲「前漢の國家と地方政治」で、太守が地方政治の要として重視されてきたのは、武帝のころから郡を單位とする豪族層の結合關係が生じてきたからであると指摘している。今後繼承していくべき卓見であるが、本稿ではそのことについての考察を割愛する。

- (5) 拙稿「前漢諸侯王國の官制」(一九七四 九州大學東洋史論集三) 参照。

- (6) 王鳴盛『十七史商榷』卷一四「太守別稱」の條参照。

- (7) ただし、邊郡太守は、元朔三年(前一二六)に西河・上郡の太守が「萬騎太守」とされ(『漢舊儀』卷下)、哀帝時代の執金吾毋將降が「漢家邊吏、職在距寇」とのべている(『漢書』卷七七本傳)ように、軍事擔當官としての性格が強かった。

- (8) 山田勝芳氏「均輸平準と桑弘羊」(一九八一 東洋史研究四〇—三三)は、算賦のなかから獻納されていた貢獻は、均輸の創設によって單なる特産品の貢納へとその性格をかえたとのべ、影山剛氏「桑弘羊の均輸法試論」(一九八二 東洋史研究四〇—四)は、一般的租税とは制度的に區別されていた貢獻は財政上の有力財源の一つとして均輸法のなかに再編成されたと理解している。兩説の相違は均輸制度の基本的理解にかかわるものであって、その當否についての私見をのべる用意はないが、いずれの説にしたがうにしても、均輸の創設によって、貢獻に関する守・相の機能が減じたことにかわりはなからう。

- (9) ただし、永始三年(前一四)には郡・國の諸祀の著明なものは復活されている。それでも郡・國の祭祀の機能がかつてに比して小さくなっていることにはかわりはない。

- (10) 代表的なものだけを記すと、田については大庭脩氏「居延出土の詔書冊」(一九八二 『秦漢法制史の研究』所收)、(4)のおよび(4)については嚴耕望氏『中國地方行政制度史』上編卷上『秦漢地方行政制度』(一九六二)第二章、(4)については鎌田重雄氏「郡國の上計」(一九四三 『秦漢政治制度の研究』所收)と嚴氏同右書第八章、(4)については影山剛氏「前漢の酷吏をめぐる二・三の問題」(一九五七 福井大學學藝學部紀要第三部社會科學六)をそれぞれ参照。なお、(4)については本稿第三節でもとりあげる。

- (11) 重近啓樹氏前掲「前漢の國家と地方政治」など参照。ただし、重近氏は宣帝時代以後の太守についてこのことを指摘したのであるが、前出の蜀郡太守文翁は成都の學官の弟子で高第の者を郡および縣の吏に補任し(『漢書』循吏・本傳)、元封元年(前一〇)に左内史になった咸宣は各縣の微細なことまで直接決裁している(『漢書』酷吏・本傳)。ここから、守・相と縣吏との有機的關係は武帝時代にすでにみられたことをうかがうことができる。

- (12) 『漢書』卷七六趙廣漢・尹翁歸・韓延壽傳、『漢書』循吏・黃霸傳などに實例がある。

- (13) 守・相による守縣令・守縣長の人事は『漢書』朱博傳、『漢書』卷九九王莽傳上、『後漢書』傳一五卓茂傳などに、里正については『漢書』韓延壽傳に、父老については『漢書』循吏・

黃霸傳にそれぞれ實例がある。

- (14) たとえば『漢書』趙廣漢傳、『漢書』朱博傳、『漢書』循吏・黃霸傳などにみえる。

- (15) 拙稿前掲「前漢諸侯王國の官制」参照。

- (16) この記事は『漢書』同條の顏師古注・王先謙補注、『史記』卷二〇建元以來侯者年表および陳直氏『史記新證』（一九七九）・『漢書新證』（一九七九）によって校訂したものである。

- (17) 『史記』卷三〇平準書に「其明年、天子始巡郡・國、東度河。河東守不意行至、不辦、自殺。行西踰隴。隴西守以行往卒、天子從官不得食。隴西守自殺」とある。

- (18) 『漢書』卷四六萬石君傳にひく武帝の語に「濟淮・江、歷山濱海、問百年民所疾苦」とある。

- (19) 確實なものとしては文帝前元十五年（前一六五）の「賢良能直言極諫者」の察舉がある（『漢書』卷四文帝紀）。やや問題がのこるものとしては高祖十一年（前一九六）の、天下平定に功績のあった「賢士大夫」の推薦がある（『漢書』卷一高帝紀下）。なお、後者については前稿の注三九参照。

- (20) 福井重雅氏「漢代の選舉と制科の形成」（一九七三）社會科學研究一八一—三に漢時代における制科の事例の一覽表がのせられており、それによって、武帝時代以後、制科が急激にふえていることがわかる。しかし制科の急増が守・相の性格の變化と直接に關係しているとはみとめられない。

- (21) 「孝廉」の察舉と博士弟子員の科については永田英正氏「漢代の選舉と官僚階級」（一九七〇）東方學報京都四一に概括的説明がある。ただし、「孝廉」については筆者の見解と異なる

ところがある。なお、武帝時代には以上のほかに、元封五年の刺史設置にもなつて、州・郡による秀才の察舉がはじまっているが、これは守・相の支配權の強化がある程度すすんだのちのものであるから、本稿ではとりあげない。

- (22) 濱口重國氏「漢代の孝廉と廉吏」（一九四二）『秦漢隋唐史の研究』下巻所收）参照。なお、この理解は永田英正氏前掲「漢代の選舉と官僚階級」に踏襲されている。

- (23) 鎌田重雄氏「漢代の孝廉について」（一九四四）『秦漢政治制度の研究』一四六頁註二二）参照。なお、鎌田氏は孝廉を孝廉といひならわすようになった時期を宣帝の黃龍元年（前四九）にもとめているようであるが、その論據は不明であるし、この理解には疑問がのこる。

- (24) 越智重明氏「前漢時代の徭役について」（一九七六）法制史研究二五）参照。

- (25) 『漢書』鼂錯傳には、鼂錯の提案にしたがつて文帝が天下の民をつつて塞下にうつしたことを記したあとに、「錯復言、陛下幸募民相徙、以實塞下、使屯戍之事宜省、輸將之費益寡、甚大惠也」とあるから、この前後を通じて内地からの穀物の輸送があつたことがわかる。

- (26) 原文は「彭吳賈滅朝鮮」につくるが、『漢書』食貨志および『史記會注考證』にしたがつて「彭吳穿濊朝鮮」にあらためた。

- (27) 拙稿「前漢諸侯王國の財政と武帝の財政増収策」（一九七八）福岡大學研究所報三七）参照。

- (28) 越智重明氏は景帝初年の江陵漢簡を分析して、軍事目的税を

ふくむ人頭税が里正によって徴收され、それが縣に（直接には縣の出張所的人格をもつ郷に）付されていたことを明らかにしている（「均輸法をめぐって」《未發表》）。このことは、漢時代の郡縣支配體制の性格から考えて、租税徴收の政治的責任が本來的には縣にあったことをしめしている。こうした基本的あり方は武帝時代にもかかわらなかつたといえよう。

- (29) 原文は「匈奴將軍趙破奴出令居」とだけ記して、令居縣の所屬郡を記していない。日比野丈夫氏は「河西四郡の成立について」（一九五四）『中國歴史地理研究』所收）でいわゆる河西四郡の成立年代を考證して、元鼎二年（前一一五）に令居縣を中心に河西郡が設置されたとのべている。長澤和俊氏は「前漢の西域經營と東西交通」（一九七四）『シルク・ロード史研究』所收）で日比野氏の理解をほぼ踏襲しているが、ただ「河西郡」の存在については疑問のこるとして、元鼎二年に酒泉郡が設置された可能性を留保している。元鼎六年當時の令居縣の所屬郡については、本稿では日比野氏にしたがって河西郡としておく。なお、昭帝の始元六年（前八一）に金城郡が設置されたのちには、令居縣はこれに所屬するようになる。

- (30) このころの上計が歳首の十月に行なわれていたことについて

は鎌田重雄氏前掲「郡國の上計」参照。

- (31) 濱口重國氏は「漢碑に見えたる守令・守長・守丞・守尉等の官に就いて」（一九四三）『秦漢隋唐史の研究』下巻所收）のなかで、「前漢時代では何時の頃よりか」、新任の三輔の長官と三輔の屬縣の長官とが適任であるかどうかを判斷するために、試守滿歲爲眞の制度が行なわれていたとのべ、その實例として宣帝時代の守京兆尹趙廣漢・守左馮翊韓延壽・守右扶風尹翁歸・守京兆尹張敞などをあげている。それに對して大庭脩氏は「漢の官吏の兼任」（一九八二）『秦漢法制史の研究』所收）で、この制度は九卿や太原太守などにもみられたとして、武帝末年以後の實例をあげている。このことからして、試守滿歲爲眞の制度が武帝末年に行なわれていたことは確實であるが、この制度がいつ、いかなる理由ではじまったのかについては今のところ不明である。確言はさけるが、かりにこの制度が武帝中期にもあったとすれば、左内史兒寬は試守期間に適任であると判斷されて、眞の左内史になっていた可能性がある。このことは、「軍發」時までの租税徴收においてもとくに問題とすべき點がなかつたことをしめすことになる。

Bashu 巴蜀 (Sichuan Province), and the literary documents, including the "Chronicle", it is supposed that after entering Bashu, this tribe, going along the Han River 漢江, arrived at Yunmeng in Chu.

Finally, the author has investigated the points at which this emigrant Qin tribe had assimilated itself to the culture of native Chu peoples.

THE ENHANCED CONTROL OF THE *JUNSHOU* 郡守 AND *GUOXIANG* 國相 DURING THE FORMER HAN

KAMIYA Masakazu

Before Jingdi's 景帝 reign period, the *Junshou* and *guoxiang* held little power as administrative offices within the local government. After Wudi's 武帝 reign period, their control had increased. In addition to the concerns which they had managed previously, they largely absorbed the functions of the *xian* 縣. In doing so, they increased the duties of that office and moreover formed a highly coordinated association with the organizations of officials below the *xian* level.

This was not an institutional revolution that could have occurred at any time. During the political transition after Wudi's reign, small institutional changes and operational reforms had occurred cumulatively one by one. Figuring in the background of how the duties of the *shou* and *xiang* increased was the beginning during Wudi's reign of a strict and careful scrutiny of the *shangjipu* 上計簿. In answer to this, the *shou* and *xiang* had grasped the actual affairs of the *xian* with accuracy. And moreover had begun to exert an effort to improve even slightly the contents of the *shangjipu*. The following figures in the background behind the formation of a highly coordinated association with the organizations of officials below the *xian* level. During Wudi's reign, the relations between the *shou-xiang* and the officials below the *xian* level had had to become close because if an officer did not recommend (*chaju*) the *xiao* 孝 or *lian* 廉 he was severely punished.

Let us study one aspect of the means whereby the *shou* and *xiang* strengthened their control from the perspective of their participation in

the collection of taxes. When the foreign campaigns were renewed again and again during Wudi's reign, the *junshou* and *guoxiang* of those regions which served as bases for the sorties of the campaigns were charged with the responsibility of providing for the campaigns. To raise funds for wartime expenditures and munitions, they also intervened in the collection of taxes. Later, this tendency was enhanced. At the latest, it was during the Yuanding 元鼎 period (BC 116-BC 111) that the *jun* and *guo* at the rear of the campaigns' sortie bases also developed similarly. *Shou* and *xiang* unable to fulfill their duties also came to be discharged. At the same time, the *shou* and *xiang* extended their jurisdiction over the collection of ordinary taxes that had no connection with the provision of the foreign campaigns.

LINBAO 鄰保 AND ITS FUNCTION IN THE EARLY HALF OF THE TANG : THE CLUE OF THE SO-CALLED TANTAO 攤逃 ABUSE

YAMANE Kiyoshi

During the Tang, both the *lin* and *bao* were formalized into law. At a level below the *xiangli zhi* 鄉里制 and the *cunfang zhi* 村坊制, the *linbao*, composed of four or five households, was based essentially upon the fundamental unit of the *jia* 家. Unlike the *hu* 戶, the fundamental unit of the *xiangli zhi*, the *jia* was more or less based upon the natural and individual relationships held between certain blood relatives and members of the local society. In this sense, it was, more than the others, a real unit reflecting actual social relationships.

Until now, the function of the *linbao* has been widely understood to have been intended only as police enforcement. But this interpretation is not necessarily correct. Since the early Tang, the law of "*linbao daiji*" 鄰保代濟 had probably existed. Under its provisions, in the event of a peasant leaving the area, abandoning his household fields and not fulfilling his appointed work, the *linbao* to which the departed householder belonged undertook the cultivation of the abandoned fields and the responsibilities of his allotted jobs. Social responsibility was